

第三管区海上保安本部公示第6号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和7年1月17日

第三管区海上保安本部長

宮本 伸二（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名 称 東京港埠頭株式会社
- (2) 住 所 東京都江東区青海二丁目4番24号青海フロンティアビル10階

2 水路測量を実施する区域及び期間

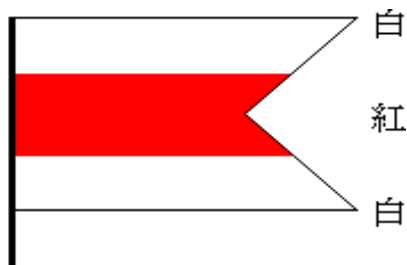
- (1) 区 域 千葉県千葉市美浜区美浜地先（付図のとおり）
- (2) 期 間 令和7年2月17日から令和7年3月28日

3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、単素子音響測深機

4 航行船舶に対する安全措置

- (1) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



- (2) 三管区水路通報に掲載する。

付図

